

平成28年(ワ)289号 伊方原発運転差止等請求事件

原告 [REDACTED] 外65名

被告 四国電力株式会社

準備書面7

広島地方裁判所 民事第2部 御中

平成29年6月29日

原告ら訴訟代理人弁護士 能勢 顯 男 [REDACTED]

同 弁護士 胡田 敢 [REDACTED]

同 弁護士 前川 哲 明 [REDACTED]

同 弁護士 竹森 雅 泰 [REDACTED]

同 弁護士 橋本 貴 司 [REDACTED]

同 弁護士 松岡 幸 輝 [REDACTED]

同 弁護士 河合 弘 之 外 [REDACTED]

本書面は、平成28年6月1日付け答弁書のうち、第6及び第7の1項・2項に対する認否を内容とするものである。

## **第1 「第6 安全確保に関する考え方について」（答弁書55～57頁）**

原発は、運転に伴って必然的に放射性物質が発生するものであり、原発における安全性を確保するためには、この放射性物質の持つ危険性を顕在化させないよう対策を取る必要があるという点は争わない。

被告が本件原発の安全性を確保するために行ったという安全確保対策については、原告は知らない。もっとも、被告が主張するとおり、安全確保対策を講じていたとしても、今後論点毎に主張するとおり、その対策はいずれも不十分なものであり、放射性物質の持つ危険性を顕在化させないと到底言えないものである。

## **第2 「第7 自然的立地に係る安全性について」のうち「1 地盤に係る安全性」について（答弁書57～75頁）**

### **1 同「(1) 敷地周辺地域の地質環境が基礎地盤の安定性を損なうものではないことについて」（答弁書59～63頁）**

被告が実施したという本件原発敷地周辺の陸域及び海域における調査の内容は不知、本件原発敷地周辺地域の地質環境が基礎地盤の安全性を損なうものではないとの主張は否認ないし争う。

本件原発敷地は日本列島随一の地体構造境界である中央構造線のダメージゾーンに位置しており、敷地の東西両隣の岩盤には数メートルから数十メートルおきに無数の亀裂や小断層が入っており、岬や鼻と呼ばれる先端部分では崖崩れも多い（甲B7）。中央構造線断層帯における内陸地殻内地震の危険性については、準備書面6の25頁以下で主張したとおりである。

### **2 同「(2) 敷地の地盤において本件発電所の安全上重要な設備に損傷を与えるような変位等が生じないことについて」（答弁書63～69頁）**

被告が実施したという本件原発敷地内の調査の内容は不知、本件原発敷地の地盤が安定しており、本件原発の安全上重要な設備に損傷を与えるような

変位等は生じないとの主張は否認ないし争う。

**3 同「(3) 基礎地盤が十分な地耐力を有することについて」（答弁書69～74頁）**

被告が実施したという本件原発の原子炉設置位置付近の基礎地盤調査の内容は不知，基礎地盤が十分な地耐力を有するとの主張は否認ないし争う。

**4 同「(4) 基準地震動Ssによる地震力に対する周辺斜面の安定性」（答弁書74～75頁）**

被告が実施したという本件原発3号機南側の斜面を含む周辺斜面における，基準地震動Ssを用いた解析の内容は不知，本件原発3号機の周辺斜面がすべり面に対して十分な安全性を有しているとの主張は否認ないし争う。

**第3 「第7 自然的立地に係る安全性について」のうち「2 地震に係る安全性」について（答弁書76～216頁）**

**1 同「(1) 地震及び地震動について」（答弁書77～89頁）**

概ね認める。

**2 同「(2) 地震動評価手法の発展及びそれを踏まえた被告の対応について」（答弁書89～122頁）**

地震動評価手法が変遷してきたこと自体は認めるが，それを「発展」と評価することは争う。地震動評価手法の変遷に対する，被告の対応は不知。

**3 同「(3) 新規制基準の制定後に実施した地震動評価及び基準地震動の策定」（答弁書122～182頁）**

不知。

なお，被告の地震動評価及び基準地震動の策定に合理性がないことについては，準備書面9で詳論する。

**4 同「(4) 耐震安全性の確保について」（答弁書182～216頁）**

被告の対策については不知，被告の対策の結果本件原発の耐震安全性が確

保されているという主張については、否認ないし争う。

被告の地震動評価及び基準地震動の策定に合理性がなく、被告の策定した基準地震動を前提とした耐震設計では不十分である。さらに、原子力規制委員会における耐震設計における重要度分類、耐震重要度分類も不合理である。

以上